

## 第142回共同学習会のご案内

日時: 2007年2月13日(火) 13時30分~15時

(通常の共同学習会とは、曜日・時間・会場が異なりますので、ご注意ください。)

場所: 角間キャンパス総合教育棟1階小会議室

テーマ: 「高等学校から見た学生支援」

発表者: 坂詰貴司(芝中学校・芝高等学校教諭)

趣旨: 大学全入時代が直前に迫っている中、すでに多くの大学では入学生についての様々な問題が起きています。耳にしています。学力低下や将来に対する志望がない学生の増加が代表例だと思います。そのため各大学では初年次教育やキャリア教育などに積極的に取り組まれていることと思います。しかしながら、大学は本当にそれでよいのでしょうか? また高等学校の進路指導がそのような点だけに注目してよいのでしょうか? 本発表では、新しい高大連携をヒントに今後の学生支援のあり方を、参加者と共に考えてみたいと思います。なお、今回の共同学習会開催は、研究課題名「大学評価指標における学生支援の位置づけに関する実証的研究」(科学研究費補助金 基盤(C) 課題番号 18611004)の一環として行うものです。

## 第6・7・8回 大学評価研究会のご案内

場所: 角間キャンパス総合教育棟2階大会議室

テーマ: 評価指標についてー学生支援を中心にー(1)(2)(3)

日時及び発表者(各回、開催時間が異なりますので、ご注意下さい)

第6回 2月14日(水) 14:30-16:00 齊藤貴浩氏(大学評価・学位授与機構)

第7回 2月19日(月) 13:00-14:30 伊藤敏弘氏(日本高等教育評価機構)

第8回 2月23日(金) 16:30-18:00 前田早苗氏(大学基準協会)

内容: 評価指標についてご報告いただき、参加者間で議論する。なお、今回の研究会開催は研究課題名「大学評価指標における学生支援の位置づけに関する実証的研究」(科学研究費補助金 基盤(C) 課題番号 18611004)の一環として行うものである。

## 第4回大学教育セミナーのご案内

主催: 金沢大学大学教育開発・支援センター

日時: 平成19年2月22日(木) 13時30分~17時30分

会場: 金沢大学 角間キャンパス総合教育棟 D10講義室、富山大学 五福キャンパス人文・社会系共通教育棟 427番教室、福井大学 文京キャンパス総合棟総大2講義室  
北陸先端科学技術大学院大学 知識科学研究科講義棟中講義室KL

(金沢大学セミナー会場から上記3大学の教室に双方向遠隔授業システムを用いて配信します。)

プログラム: 講演(13:35-15:35)

館 昭(桜美林大学大学院教授)「学士課程の意義と個々の授業、そして成績評価」

半田智久(静岡大学大学教育センター教授)

「ユニバーサルなものにはユニバーサルに: 基幹システムとしてのfGPAとUDexへの方向性」

シンポジウム(15:45-17:30)

報告 向 智里（金沢大学大学院自然科学研究科教授）「薬学部におけるGPAの活用について」  
山崎光悦（金沢大学大学院自然科学研究科教授）「工学部のGPAの導入と活用状況」

議論

セミナー申込方法：2月19日（月）までにて西山(mnishiya@ge.kanazawa-u.ac.jp)までお申込ください。

## 教育基本法第4条第2項について

ご存知のように、教育基本法が昨年12月に改正され即日施行されました。基本法の改正自体には賛否がありました。大学教育学会を含む教育関連15学会が編集した『教育基本法改正案を問う』（学文社、2006年10月）などでその詳細を確認することができます。教育法学者や憲法学者たちによって今後行われるであろう、法改正過程の検証に期待したいと思います。

ここでは、改正された内容の中で、第4条第2項に着目し、大学教育の改善に活かしていくことが可能な規定として、紹介することを試みます。

条文は次のようになっています。

「（教育の機会均等）第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。」

第2項は今回の改正で新設されました。改正の趣旨について、平成18年6月5日の衆議院教育特別委員会で、当時の小坂文部科学大臣は「障害のある児童一人一人の多様なニーズに応じた教育上の支援について、小中学校の通常の学級での対応を含めまして、一層充実することを目指した」「学校教育法等の一部を改正する法律案におきましても、小中学校を含むすべての学校段階で特別支援教育を推進することを明確に規定するということになった」と答えています。

すでに、地域の学校に通う、障害のある児童・生徒に対して、拡大教科書や点字教科書の無償給与制度が行われています。例えば、視覚に障害のある学生への支援状況について情報を得るために私が先日訪れた京都ライトハウスの点字印刷担当の方のお話では、大分の学校から点字教科書の作成依頼が来ているとのことでした。高校までの支援は着実に進んでいると思われまます。

大学等の高等教育機関における支援については、国会では議論されていないようです。しかし、学校教育法第一条が「この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園とする。」と規定しているとおり、大学においても「障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援」を求められることは当然といえます。

障害のある児童・生徒・生徒への教育上の支援は、あらゆる教育の場において切れ目なく進められるべきです。高校卒業生の約半数が大学・短大に進学をする時代です。障害のある高校生たちが安心して、進学という選択肢にチャレンジすることができるよう大学等で体制作りをしなければなりません。いかに高校まで充実した支援が行われていても、大学でそれが期待できなければ、障害のある高校生たちの学ぶ意欲をそいでしまうことにもなりかねません。学習動機づけを高めるためにも、大学等での支援体制の充実は不可欠です。

ちなみに、昨年4月1日から施行された障害者自立支援法77条は、「市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。」と規定し、「聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、手話通訳等（手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。）を行う者の派遣」をその事業の一つと明記しました。例えば要約筆記の奉仕員の養成事業や派遣事業は、各市町村において法的な義務付けを伴った事業となったわけです。

教育基本法第4条第2項の規定をこうした法体系全体の新たな動きのなかに置いて読めば、地域と学校が連携しながら教育支援を行っていくことの必然性を確認することができます。当センターは昨年10月に引き続き、2月18日(日)に日本学生支援機構北陸支部との共催により、石川県教育委員会の後援、石川県聴覚障害者協会の協力のもと「第2回石川県聴覚障害学生情報保障講習会」を開催（詳細は当センターHPにてご確認ください）しますが、「多様な資質と能力を持った意欲的な学生を受け入れ」と規定した金沢大学憲章に基づき、大学の社会的使命を法に則して果たす試みとして位置づけたいと考えます。（文責：教育支援システム研究部門 青野 透）

